

事業所名称 株式会社 kanpro-work

事業所所在地 札幌市北区北 14 条西 1 丁目 1-15

職業紹介手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した求職者が、就業開始後に自らの意思で退職し、または採用者の責めに帰すべき事由を原因として解雇された場合は、求人者様より受領した紹介手数料の一部を下記の通り返戻致します。

記

- 1 入社日から 1 か月以内 報酬の 80%に相当する金額
- 2 入社日から 3 か月以内 報酬の 60%に相当する金額

* 専ら求人者様の事由に起因する退職、求人者様の都合による解雇若しくは当該採用者の死亡、業務を継続し難い病気やけが等不測の事態による退職の場合は、上記の報酬返還は適用されません。

* 返戻金については有料職業紹介契約書により別の定めをすることがあります。

以上